

埼玉県広告付電子庁舎案内板設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県庁舎等に設置する広告付電子庁舎案内板に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 広告付電子庁舎案内板

フロア案内図等を図示するとともに、有料広告を掲載する案内板

(2) 広告主

広告付電子庁舎案内板に広告を掲載する者

(3) 事業者

埼玉県（以下「県」という。）と広告付電子庁舎案内板の設置、維持管理及び広告主の募集など広告掲載に係る一連の業務に関する契約を締結した者

(広告付電子庁舎案内板の規格、数量、設置場所等)

第3条 広告付電子庁舎案内板の規格、数量、設置場所等については、庁舎の維持管理及び災害時の庁舎利用者の避難誘導の支障とならない範囲で設置するものとする。

(経費の負担)

第4条 広告付電子庁舎案内板の制作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は、事業者が負担する。

2 広告付電子庁舎案内板に係る電気料相当分は、事業者が負担するものとする。

(広告主の要件及び広告内容の基準)

第5条 広告主の要件及び広告内容の基準(以下「広告掲載基準」という。)については、別に定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、事業者が行うものとする。

2 広告掲載を希望する者は、事業者に掲載を申し込むものとする。

3 事業者は、掲載する広告の内容について、事前に県の審査を受けるものとする。

(掲載の決定)

第7条 県は、前条第3項による審査の依頼を受けた場合は、第5条の規定に基づき別に定める広告掲載基準により審査し、掲載の可否を決定する。

2 県は、提出された広告案の内容が広告掲載基準に反すると判断した場合は、事業者に対して修正を求めることができ、事業者は、これに誠実に対応しなければならない。

3 前項の修正に係る費用については、事業者の負担とする。

(掲載の削除)

第8条 県は広告主が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、掲載期間中であっても事業者に対し、広告の削除を指示することができる。

- (1) 広告主又は広告の内容が第5条の規定に基づき別に定める広告掲載基準に違反したとき
- (2) その他社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると県が判断したとき

2 前項の削除に関する費用は事業者の負担とする。

(広告付電子庁舎案内板の撤去)

第9条 県は、事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、事業者に対し、広告付電子庁舎案内板の撤去を指示することができる。

- (1) 事業者が第5条の規定に基づき別途定める広告掲載基準に違反したとき
- (2) 事業者の業務の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があったとき
- (3) 事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき
- (4) 事業者が破産手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てを行うなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があったとき

(事業者の責務)

第10条 事業者は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 事業者は、広告付電子庁舎案内板の設置に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月8日から施行する。